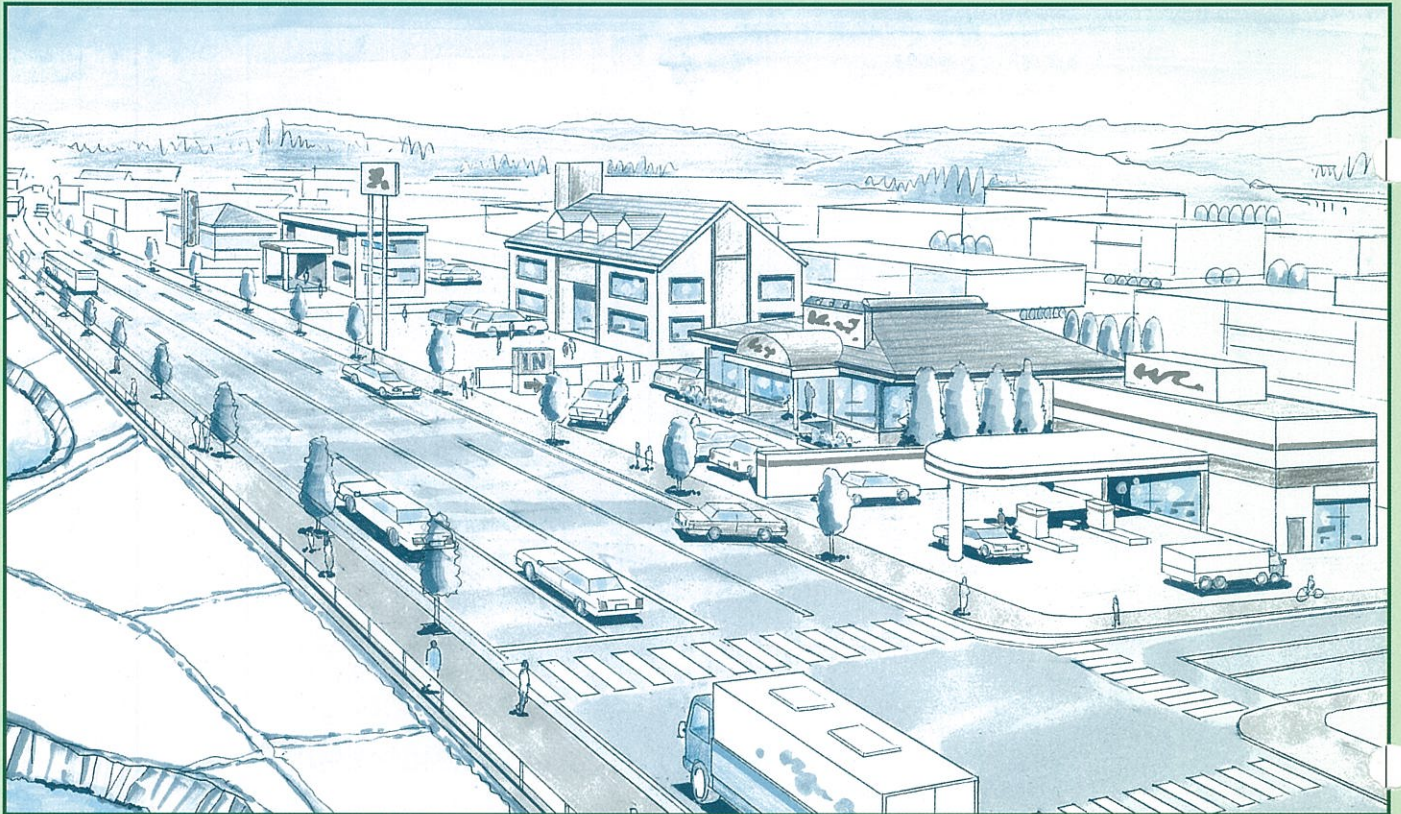


大和インター周辺地区

地区計画の手引き



～地区計画制度とは～

街づくりの目標を決めてそれを守りながら住み良い環境にすることが地区計画制度です。

大和町
【TAIWA】

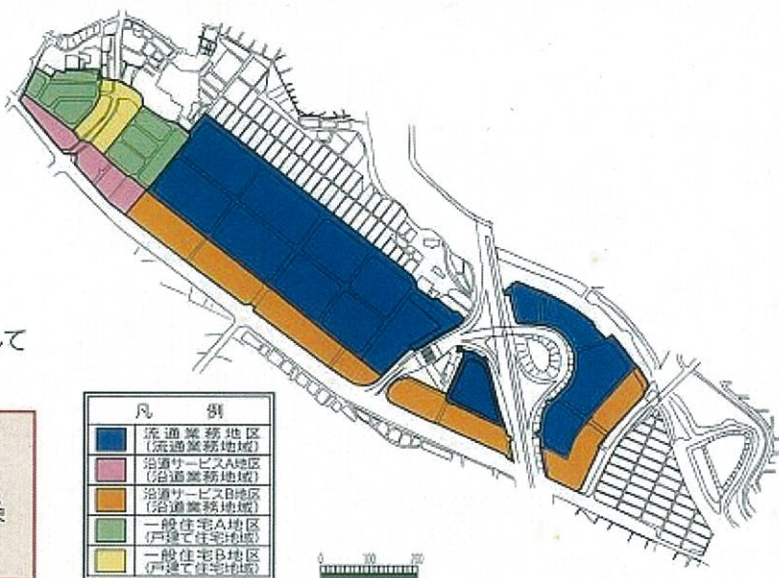
地区計画の定められた地域では次の手続きが必要になります。

●届出が必要な行為

- ①建築物の新築、建替え、増改築
- ②門、塀、車庫、物置等の設置(かき、柵も含む)
- ③擁壁、看板等の工作物の新設/改造

●届出の方法

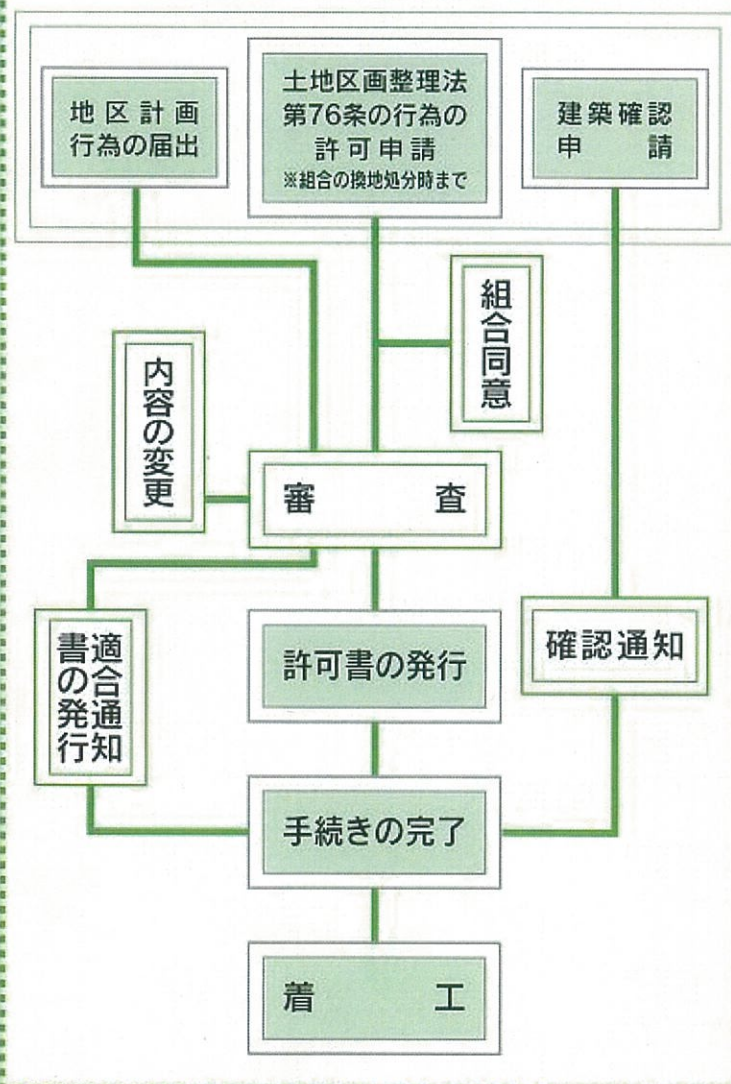
- ①届出の期限：工事着手の30日前まで。
- ②届出の窓口：大和町都市建設課
- ③提出の部数：2部
- ④工事は、届出の審査結果を得てから着手して下さい。



注意！

区画整理事業中は土地区画整理法第76条の許可も必要となりますのでご注意ください。

手続きフロー



周辺案内図



大和インター周辺地区計画

地区整備計画区域		低層住宅A地区	低層住宅B地区	沿道サービスA地区	沿道サービスB地区	流通業務地区
地 区	用途地域 (容積率/建ぺい率)	第二種住居地域 (60/40)		準工業地域 (200/60)		準工業地域 (200/60)
	A. 用途	<p>【建築できなもの】</p> <ul style="list-style-type: none">住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿兼用住宅で、延べ面積の半分以下を居住の用に供し、かつ、非住宅部分の床面積の合計が50㎡以下のもので、非住宅部分の用途に供するもの幼稚園保育所児童養育施設小規模多機能型居宅介護施設児童発達支援センター児童福祉センター児童福祉施設児童福祉施設児童福祉施設児童福祉施設児童福祉施設	<p>【建築できなもの】</p> <ul style="list-style-type: none">住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿兼用住宅で、延べ面積の半分以下を居住の用に供し、かつ、非住宅部分の床面積の合計が50㎡以下のもので、非住宅部分の用途に供するもの幼稚園保育所児童養育施設小規模多機能型居宅介護施設児童発達支援センター児童福祉センター児童福祉施設児童福祉施設児童福祉施設児童福祉施設児童福祉施設	<p>【建築できなもの】</p> <ul style="list-style-type: none">住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿兼用住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、非住宅部分の床面積の合計が50㎡以下のもので、非住宅部分の用途に供するもの幼稚園保育所児童養育施設小規模多機能型居宅介護施設児童発達支援センター児童福祉センター児童福祉施設児童福祉施設児童福祉施設児童福祉施設児童福祉施設	<p>【建築できなもの】</p> <ul style="list-style-type: none">住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿兼用住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、非住宅部分の床面積の合計が50㎡以下のもので、非住宅部分の用途に供するもの幼稚園保育所児童養育施設小規模多機能型居宅介護施設児童発達支援センター児童福祉センター児童福祉施設児童福祉施設児童福祉施設児童福祉施設児童福祉施設	<p>【建築できなもの】</p> <ul style="list-style-type: none">住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿兼用住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、非住宅部分の床面積の合計が50㎡以下のもので、非住宅部分の用途に供するもの幼稚園保育所児童養育施設小規模多機能型居宅介護施設児童発達支援センター児童福祉センター児童福祉施設児童福祉施設児童福祉施設児童福祉施設児童福祉施設
	B. 敷地面積	250㎡以上(公益上必要な建築物について緩和規定あり)	250㎡以上(公益上必要な建築物について緩和規定あり)	300㎡以上(公益上必要な建築物について緩和規定あり)	1,000㎡以上(公益上必要な建築物について緩和規定あり)	
	C. 壁面後退	道路境界線(隅切部分を除く)より1.0m以上(緩和規定あり)	道路境界線(隅切部分を除く)より1.5m以上、隣地境界線より1.0m以上、隣地境界線より1.5m以上(緩和規定あり)	道路境界線(隅切部分を除く)より1.5m以上	道路境界線(隅切部分を除く)より3.0m以上(緩和規定あり)	
D. 建築物の高さ	最高高さ10m以下	最高高さ10m以下	最高高さ15m以下	最高高さ15m以下		
E. 意匠・形態	屋外、外壁等は原則として原色を選び、周辺環境に配慮した色調とする。 看板、広告等は美観・風致を害しない自己用のものとし、表示面積の合計は1.5㎡以下とし、敷地境界線からの距離を1.0m以上離して配置する。	建築物の屋根及び外壁等の色彩は、周辺環境に配慮した色調とし、美観・風致を害しないものとする。 屋外広告物は、美観・風致を害しないもので、自己の用に供するものとする。				
F. かき、柵の構造及び高さ	道路に面する部分に設けるかき又は柵は、生垣又は高さ1.5m以下の透視可能なへい又はフェンスとする。 フェンス等の基礎の高さについては、地面から0.6m以下とする。 (※人及び車両の進入部分を除く)	透視可能なへい又はフェンス0.9m以下 フェンス基礎0.6m以下 その他				

